

～ 農業などの事業を営んでいるかたへ ～

固定資産税 償却資産申告をお願いします。

・償却資産とは？

土地及び家屋を除いた事業に供することができる資産で、その減価償却額や減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるものをいいます。

これらの資産を、所得税、法人税の確定申告において必要経費に算入されるものは、必ず償却資産の申告が必要となります。

・償却資産の申告をしていただく方は？

毎年1月1日現在、豊能町内に償却資産をお持ちの方です。

・農業を営んでいる場合、どんなものが償却資産の対象となりますか？

次のようなものが償却資産として申告の対象となります。

ビニールハウス、ネット、果樹又はホップ棚、たい肥盤

乗用装置のない耕運機、乗用装置のない田植機、乾燥機、糞摺機、

動散、育苗機、作業台車、温室管理装置、野菜・花き収穫調整機具 など

・提出書類は何が必要ですか？

償却資産申告書、種類別明細書になります。

・申告期限はいつまでですか？

毎年1月31日(土曜日、日曜日の場合は翌開庁日)です。

※申告期限が過ぎている場合は、至急提出してください。

問合せ先

〒563-0292 大阪府豊能郡豊能町余野414番地の1
豊能町 住民部 税務課 固定資産税担当
TEL 072-739-3417